

南阿蘇村 復興むらづくり だより

復興推進課
TEL(67) 1113



住まい再建に向けた村独自の新制度の 受付を開始しました

昨年12月号の広報紙で、県のすまい再建支援策に関するお知らせを掲載しましたが、1月9日(火)から、村独自の住まい再建に向けた2つの新制度の受け付けを開始しました。制度の概要については次のとおりです。

南阿蘇村自宅再建諸経費助成事業

村内で住宅を新築された場合に、建築費用と別に発生する諸経費相当額の助成を行います。

■助成額

住宅建築金額および土地取得額(税抜)×7%の額または、100万円のいずれか低い金額

■助成対象者

次の(1)および(2)に該当する世帯(※「熊本県自宅再建利子助成事業補助金」に該当した世帯は本事業も対象)

- (1) 次の①から④のいずれかに該当する世帯
- ① 応急仮設住宅入居世帯(特列入居除く)
- ② 全壊または大規模半壊の罹災証明交付世帯

- ③ 半壊の罹災証明の交付世帯で解体した世帯
- ④ 長期避難世帯認定中に、村内で新築による自宅再建で、被災者生活再建支援金の加算支援金(200万円)を支給決定された世帯
- (2) 世帯全員の収入が給与収入のみの場合は、世帯全員の収入合計額が500万円以内、世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合には世帯全員の所得合計額が350万円以内。ただし、子育て世帯や高齢者および障害者がいる世帯については緩和措置があります。

南阿蘇村リバースモーゲージ 新築諸経費助成事業

リバースモーゲージ型融資を受けて、村内で新築された場合に、建築費用と別に発生する諸経費相当額の助成を行います。

■助成額

住宅建築金額および土地取得額(税抜)×7%の額または、100万円のいずれか低い金額

■助成対象者

次の①から④のいずれかに該当する世帯(※「熊本県リバースモーゲージ利子助成事業補助金」に該当した世帯は本事業も対象)

- ① 応急仮設住宅入居世帯(特列入居除く)
- ② 全壊または大規模半壊の罹災証明交付世帯
- ③ 半壊の罹災証明交付世帯で解体した世帯
- ④ 長期避難世帯認定中に、村内で新築による自宅再建で、被災者生活再建支援金の加算支援金(200万円)を支給決定された世帯

■申請時期

申請時期については、再建した住宅に入居した日以降に行うものとし、入居した日から6カ月を経過した日または平成32年2月29日のいずれか早い日に行うものとします。ただし、再建した住宅に入居した日が施工日(平成29年12月25日)以前である場合には、施工日から6カ月を経過した日までとなります。

そのほか申請書類や詳しい収入要件などについては、受付窓口である復興推進課総合調整係へお問合せください。

中松小学校から村へもち米を贈呈

昨年12月22日、中松小学校の5・6年生から、1年かけて育てた30kgのもち米を贈呈いただきました。「今年のもち米が少しでもお役に立てば」との思いを受け、1月7日に仮設団地内の集会所で「おしるこカフェ」を開催しました。今後も各集会所などのイベントで大切にに使わせていただきます。



贈呈の様子



「おしるこカフェ」の様子